

あなたは申告が必要?不要?

フローチャートでチェック!

フローチャートは、一般的な例を示しています。
ご自身の状況によっては、変わる場合もありますので、ご不明な点はお問い合わせください。納めすぎた所得税の還付申告をする場合は、下表にかかわらず確定申告が必要です。

【申告できる会場】

確定申告…郡山税務署会場、市各会場
住民税申告…市各会場のみ

スタート

令和8年1月1日現在の住所は田村市ですか？

はい

令和7年中（令和7年1月1日から12月31日）にどんな収入がありましたか？

田村市への申告は必要はありません。
令和8年1月1日に住んでいた市町村へ相談してください。

- ①住宅ローン控除を初めて申告する。
- ②青色申告をする。
- ③土地・建物・株式の譲渡所得（国・県・市への売却を除く）や先物取引、仮想通貨、山林所得の申告をする。
- ④贈与税、消費税の申告をする。
- ⑤雑損控除・繰越損失の申告をする。
- ⑥外国税額控除を受ける。
- ⑦亡くなった方の申告をする。
- ⑧令和6年分以前の申告をする。

【確定申告】
郡山税務署会場（南東北総合卸センター）で申告してください

- 収入なし
- ・田村市外に住む親族の税法上の扶養になっている。
・税法上、誰の扶養にもなっていない。

【住民税申告】

- ①非課税収入のみ（遺族、障害年金、失業給付金など）
- 田村市に住む親族の税法上の扶養になっている。

【申告不要】

- 年金収入のみで年間148万円以下（65歳未満は98万円以下）

【住民税申告】

- 年金収入のみで年間148万円（65歳未満は98万円）を超え400万円以下

【住民税申告】

- 年金収入以外の所得が20万円を超える

【確定申告】

- 年金収入のみで年間400万円を超える

- ・年末調整が済んでいない
・年末調整の内容に変更がある
・追加の控除を受ける
・2カ所以上から給与をもらっている
・給与収入が2,000万円を超える

【確定申告】

- 給与収入以外の所得が20万円を超える

【住民税申告】

- ①～③以外の収入
・事業収入
・営業・農業など
・不動産収入
・雑所得
・副業収入など
- 所得金額が所得税の控除額より多い場合（所得税がかかる場合）
- 所得金額が所得税の控除額より少ない場合（所得税がかからない場合）

書類の準備はお早めに、期限内の申告を

税の申告受付

7年分の所得税の確定申告と住民税の申告を受け付けます。

問 市民部 税務課 ☎ 81-2119

受付期間 2月13日(金)～3月13日(金) ※平日のみ受付

●申告日程・会場

混雑緩和のため地区ごとの受付日を設定しています。
都合がつかない場合は、会場ルートの範囲内で調整をお願いします。

●受付時間

午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

午前中は混雑が予想されるので、午後の受付がおすすめです。

●インターネット受付予約

スマホやパソコンで申告受付予約ができます。
2月6日(金) 午前10時から受付開始(全地区)
電話での受付予約はできません。

●予約はこちら▶



※来場の際は、公共交通機関や
らくらくタクシーをご利用ください。

日程／ルート			滝根・大越ルート		都路・常葉ルート		船引ルート		郡山税務署の申告会場	
月	日	曜	会場	地区	会場	地区	会場	地区		
2月	13	金	滝根行政 局（1階特設会場）	神俣	都路行政 局（2階大會議室）	岩井沢	市役所 （1階多目的ホール）	美山・要田	●日時 2月16(月)～3月16日(月) 午前9時30分～午後4時 ※平日のみ受付	
	16	月		神俣		岩井沢		美山・要田	●場所 南東北総合卸センター (郡山市喜久田町卸1丁目1-1) ※郡山税務署では、受付していません。	
	17	火		神俣		岩井沢		美山・要田		
	18	水		菅谷		古道		瀬川・芦沢		
	19	木		菅谷		古道		瀬川・芦沢		
	20	金		菅谷		古道		瀬川・芦沢		
	24	火		菅谷		古道		移・七郷		
	25	水		広瀬		古道		移・七郷		
	26	木		広瀬				移・七郷		
	27	金		広瀬				移・七郷		
3月	2	月	大越行政 局（2階特設会場）		文化の館ときわ （1階研修室）	西向・山根	文化の館ときわ （1階研修室）	西向・山根	●持ち物 ・申告に必要な書類 ・スマートフォン ・マイナンバーカード ・マイナンバーカードの暗証番号 2種類(①数字4桁、②英数字6～16文字)	
	3	火		早稲川・牧野・栗出		西向・山根		西向・山根	●入場 LINEによる事前予約をお願いします。 国税庁 LINE▶	
	4	水		早稲川・牧野・栗出		西向・山根		文珠・石森		
	5	木		下大越		関本・堀田		春山		
	6	金		下大越		関本・堀田		下里		
	9	月		下大越		関本・堀田		今泉		
	10	火		上大越		常葉		小沢・板橋		
	11	水		上大越		常葉		北区・栄町		
	12	木		上大越		常葉		大町・中町		
	13	金		上大越		常葉		上町		
	16	月				常葉		船引全地区		
郡山税務署会場でのみ受付▶										

確定申告はマイナンバーカードを使って
自宅で簡単・便利な電子申告がオススメ

スマホやパソコンで自宅にいながら、確定申告書の作成・申告ができます。申告期間中は、24時間待ち時間なくいつでも利用できるので、空いた時間に申告ができ、大変便利です。

【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】

☎ 0570-01-5901

受付時間：午前9時～午後5時(平日のみ)

ステップ1

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成



国税庁 確定申告

ステップ2

e-Taxで電子送信



申告について

市では受付できない申告

- 次の申告に該当する方は、郡山税務署で申告してください。
- ①住宅ローン控除を初めて申告する。
 - ②青色申告をする。
 - ③土地・建物・株式の譲渡所得（国・県・市への売却を除く）や先物取引、仮想通貨、山林所得の申告をする。
 - ④贈与税、消費税の申告をする。
 - ⑤雑損控除・繰越損失の申告をする。
 - ⑥外国税額控除を受ける。
 - ⑦亡くなった方の申告をする。
 - ⑧令和6年分以前の申告をする。

⚠️ 申告の注意点（事前準備）⚠️

収支内訳書／医療費控除の明細書は、本人による計算記載が必要です。

必ず事前に「農業／事業／不動産の収支内訳書」、「医療費控除の明細書」を作成しましょう。領収書だけをお持ちいただいた場合、申告受付をすることはできません。

⚠️ 農業所得を申告する方へ ⚠️

農業の申告をする方は、農業の収支をまとめた上で、申告会場へ来てください。まとめずに来た方は、申告受付をすることができません。

農業収支のまとめ方が分からぬ方は、「農業経営状況調査票」をご活用ください。調査票は、税務課・各行政局・各出張所で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

⚠️ 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ ⚠️

収入がなく、市内に住む親族の扶養になっていない方が、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの軽減を受ける場合、収入がなかったことの申告が必要です。

専用の申告書は窓口で配布するほか、昨年提出があつた方には、直接申告書を郵送するので、記入のうえ提出してください。

■申告用の各様式の
ダウンロードはこちら▶



市役所に電子申告コーナーを設置

申告期間中、市役所会場に電子申告コーナーを設置します。市のパソコンやご自身のスマホなどを使用して電子申告をすることが可能です。

スマホで申告をしてみたいけど、自宅では初めてで不安という方は、この機会にぜひ電子申告をしてみましょう。

●場所 市役所1階多目的ホール

●期間 2月13日（金）～3月13日（金）平日のみ

※申告書の作成（端末操作）はご自身で行っていただきます。

所得税または住民税の申告が必要な方

- 8年1月1日現在田村市に住所があり、次に該当する方
- ①給与所得者のうち、次の方
 - ・給与収入のほかに20万円以上の所得があった方
 - ・2カ月以上から給与収入がある、7年中に退職したなどにより年末調整をしていない方
 - ②事業所得（農業・営業）・不動産所得がある方
 - ③年金受給者のうち、次の方
 - ・公的年金などの収入が400万円を超える方
 - ・公的年金以外の所得が20万円を超える方
 - ④収入がなく、市内居住者の扶養対象になっていない方
 - ⑤7年中に新たに住宅ローンでマイホームを取得または増改築をした方
 - ⑥譲渡所得（土地・建物・株式など）があった方

申告受付会場

上記の申告する内容によって、受付できる会場が異なりますので、ご注意ください。

- ①～③に該当する方：市各会場または郡山税務署会場
- ④に該当する方：市各会場でのみ受付
- ⑤・⑥に該当する方：郡山税務署会場でのみ受付

申告に必要なもの

必要な書類が不足していると申告の受付ができません。再度来ていただく場合がありますので、必ず事前に資料の確認・準備をお願いします。

- ①収入が分かる書類
 - ・給与／公的年金の源泉徴収票
 - ・農業／営業／不動産の収支内訳書など
- ②控除対象額が分かる書類
 - ・生命保険／地震保険の控除証明書／医療費控除の明細書など
- ③申告する方のマイナンバーカード

持っていない方は、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票と本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）
- ④前年に確定申告している場合

税務署からの「確定申告のお知らせ」
- ⑤所得税の還付がある場合

振込先の分かる本人名義の通帳など

スマホ申告研修会 参加者募集

●日時 2月3日（火）

①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分
(各回定員15人、予約制)

●場所 市役所3階301会議室

●講師 郡山税務署職員

●持ち物

①スマホ ②マイナンバーカード（暗証番号2種類）
③申告に必要な書類など

●内容 スマホを使った確定申告のやり方（実際にご自身の確定申告を行うことが可能）

●申込 1月25日（日）までに市ホームページからお申し込みください。▶▶▶

